

斑鳩町保育所保育士 会計年度任用職員試験案内

斑 鳩 町

1. 職種および採用予定人員

保育所保育士…若干名

※新年度の町立保育所への入所決定状況や保育士の配置予定等をもとに、採用者を決定します。

2. 職務内容

町立保育所における0歳～5歳児の保育業務

(勤務地) 町立たつた保育園・町立あわ保育園

3. 受験資格

A 次の要件を満たす人

(1) 保育士資格を有する人、または令和8年3月31日までに資格取得見込みの人

B ただし、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

3. 試験の日時、場所、方法

(1) 日 時 令和7年11月中旬～12月上旬まで随時

(2) 提出書類

市販の履歴書、保育士証原本、または資格取得見込証明書

履歴書内に下記の勤務の希望をご記載してください。

- ・フルタイム勤務希望又はパートタイム勤務希望
- ・フルタイムの場合…担任業務希望又は延長保育担当希望
- ・パートタイムの場合…希望する勤務時間、勤務曜日

※ただし、週4日・1日4時間以上勤務できる方に限ります。

(3) 受付場所 斑鳩町総合保健福祉社会館（生き生きプラザ）子育て支援課

(4) 試験の種類

口述試験…個別面接による口答試験を行います。

4. 受験手続および受付期間等

(1) 受験申込受付期間及び場所

令和7年11月4日（火）から令和7年11月21日（金）

土曜・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

電話またはメールで申し込み、面接日時をご相談ください。

電話 0745-75-1152

Eメール kosodate@town.ikaruga.nara.jp

(2) 注意事項

- イ. 履歴書などの必要な事項は本人が記入のうえ持参してください。
 - ロ. 履歴書には、住所、氏名、生年月日、電話番号、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真（上身・脱帽・正面）・学歴、職歴（過去10年）、資格、志望動機、希望する仕事（職種）、勤務条件、趣味及び特技等を記載してください。
 - 履歴書の記載事項などに不備のある場合はお返しすることがありますが、このために生じた申込みの遅延等には責任を負いませんから受験手続きには十分注意してください。
 - ハ. 保育業務に従事するにあたっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。このため、あらかじめ、誓約書により特定性犯罪の前科の有無を確認します。
- 二. この試験に関する提出書類は、一切お返ししません。また、提出書類の作成に関する一切の費用はすべて申込者の負担となります。
- ホ. 受験申込みに記載された個人情報は、この試験以外には使用しません。

5. 給料等

①フルタイム会計年度任用職員（担任・延長）

給料 令和8年度給料は現在未定です。

（参考）令和7年度（地域手当相当額を含む）

月額 222,705円（大卒担任・延長保育）

月額 206,010円（短大卒担任・延長保育）

給料の支払日は翌月の毎月15日（15日が土・日・祝日の場合は、翌開庁日）です。

通勤手当 通勤のため交通機関を利用し、または自転車その他の交通用具を使用し通勤する人に対して、正規職員に準じて支給します。

期末手当 支給があります（2.5ヶ月分）（参考：令和7年度）

勤勉手当 支給があります（2.1ヶ月分）（参考：令和7年度）

退職手当 6ヶ月以上の勤務となる場合、退職時に支給します。

②パートタイム会計年度任用職員（原則週4日・1日4時間以上勤務可能な方に限ります。）

報酬 令和8年度報酬は現在未定です。

（参考）令和7年度（地域手当相当額含む）

時間 1,436円（大卒）

時間 1,329円（短大卒）

報酬の支払日は翌月の毎月15日（15日が土・日・祝日の場合は、翌開庁日）です。

通勤手当 通勤のため交通機関を利用し、または自転車その他の交通用具を使用し通勤する人に対して、通勤手当相当額を正規職員に準じて旅費として支給します。

期末手当 支給があります（2.5ヶ月分）（参考：令和7年度）

勤勉手当 支給があります（2.1ヶ月分）（参考：令和7年度）

★期末手当と勤勉手当は、6ヶ月以上の勤務（1週あたりの勤務時間の平均が15.5時間未満の場合は除く）となる場合に、年2回の支給となります。

ただし、初年度は在籍期間に応じて減額された額が支給されます。

★給食の提供を受ける場合は、給食代として月額4,000円が必要です。

★自家用車による通勤の場合、駐車場利用料として月額最大2,500円が必要です。

6. 休暇

任用期間と勤務時間数に応じて年次有給休暇（例：初年度フルタイムの場合 10 日）を付与します。

7. 社会保険等

健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法の定めるところにより適用します。

8. 公務災害等

労働者災害補償保険法または地方公務員災害補償法に基づき損害を補償します。

9. 勤務時間

①フルタイム会計年度任用職員（担任）（週 5 日変則勤務：下記ローテーション）

[平 日] ①午前 7 時 30 分～午後 4 時 15 分

②午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

③午前 9 時 45 分～午後 6 時 30 分

④午前 10 時 15 分～午後 7 時

[土曜日] 午前 7 時 30 分～午後 2 時（内 3 時間 30 分勤務）

②フルタイム会計年度任用職員（延長保育担当）（週 5 日勤務、土・日・祝は休み）

[平 日] 午前 11 時 15 分～午後 8 時

③パートタイム会計年度任用職員（早朝）（週 5 日勤務、土・日・祝は休み）

[平 日] 午前 7 時 30 分から正午までの時間内で 4 時間程度の勤務

④パートタイム会計年度任用職員（加配）（週 5 日勤務、土・日・祝は休み）

[平 日] 午前 8 時～午後 5 時

※上記時間のなかで 7 時間以内での勤務（休憩除く）

⑤パートタイム会計年度任用職員（延長）（週 5 日勤務、土・日・祝は休み）

[平 日] 午後 3 時から午後 8 時までの時間内で 4 時間程度の勤務

★保育所運営上必要な場合は、上記の勤務形態を変更することがあります。

10. 雇用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間

（勤務評定による次年度更新制度があります）